平成２９年（フ）第１０４７号
福岡市中央区大名１丁目８番40号
破産者　有限会社アンダーバランス
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３１４号
福岡市博多区神屋町２番26―102号
破産者　株式会社ライム
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９２４号
札幌市南区簾舞３条６丁目８番19
破産者　有限会社菅野商店
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６９５号
仙台市泉区八乙女４丁目３番地の２―201
破産者　有限会社シーライズ
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２６０号
栃木県日光市板橋175番地106
破産者　福田　美絵
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２７５号
栃木県宇都宮市清原台４丁目８番18号　メゾンベルジュ202、前住所栃木県足利市通２丁目６番地22　サン・コモード501
破産者　中山　広幸
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３０号
栃木県栃木市野中町659番地11
破産者　有限会社ウィン・ソウェイル
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３６５号
栃木県矢板市乙畑803番地
破産者　櫻井　克平
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３６６号
栃木県矢板市乙畑803番地
破産者　櫻井　義子
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４７１号
栃木県那須塩原市高阿津277番地２、前住所埼玉県蓮田市藤ノ木１丁目97番地　パナステージＢ―101号
破産者　印南　優弥
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第８７号
栃木県小山市暁３丁目６番18号
破産者　有限会社日光産業
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第３９号
群馬県みどり市大間々町大間々1341番地
破産者　株式会社豊田館
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第４２号
群馬県みどり市笠懸町久宮283番地30
破産者　有限会社ダンベーナ
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第２７６号
埼玉県春日部市立野403番、商業登記簿上の本店所在地埼玉県春日部市立野510番地１
破産者　有限会社Ｍ＆Ｗ
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第８３３号
東京都あきる野市伊奈1047番地２リバーサイドハピネス102号
破産者　山下　貴史
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８３４号
東京都あきる野市伊奈1047番地２リバーサイドハピネス102号
破産者　山下　美里
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３７号
開始決定時の住所　新潟県上越市北本町４丁目３番14号
破産者　亡川島洋一相続財産
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２８１号
神奈川県平塚市豊田平等寺439番地の16
破産者　長田　友香
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３８３号
神奈川県厚木市下川入244番地１　ＢＥＬＬＥ　ＤＥＭＥＵＲＥ　Ⅵ　Ｅ―101、住民票上の住所神奈川県相模原市南区南台５丁目９番21号
破産者　山田　貴則
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５６４号
神奈川県平塚市山下726番地　県営平塚山下アパート７―203、前住所神奈川県平塚市高村203番地　高村団地２―202
破産者　堀谷　**隆**敏
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部